

令和4年第1回臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和4年1月27日（木曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	1月27日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
閉 会	1月27日 11時59分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	内 間 広 樹 議員
	2	並 里 晴 男 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	虻 江 修 議員	9	内 田 竹 保 議員
	5	島 袋 勉 議員	10	名 嘉 實 議員
	6	山 城 善 彦 議員	11	亀 里 敏 郎 議員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋 裕次 君 主 事 金城 成 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島袋 秀幸 君	副 村 長	名城 政英 君
	教 育 長	内間 常喜 君	総務課長	西江 忍 君
	福祉課長	新城 米広 君	政策調整室長	宮城 弘和 君
	農林水産課長	玉城 正朝 君	農林水産課 参 事	浦崎 悟 君
	建設課長	知念 利次 君	医療保健課長	山城 直也 君
	総務課長補佐	古堅 裕喜 君		
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和4年第1回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

令和4年1月27日（木）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件 名
第1		会議録署名議員の指名（10番 名嘉 實議員・11番 亀里敏郎議員）
第2		会期決定の件
第3		村長の行政報告
第4	報告第1号	伊江村立聖苑外壁等改修工事の専決処分の報告について
第5	議案第1号	伊江村畜産総合施設重機車両購入業務の契約について
第6	議案第2号	伊江村畜産総合施設家畜運搬車購入業務の契約について
第7	議案第3号	農業基盤整備促進事業（東江上第3地区）整備工事（R3）その3の請負契約について
第8	議案第4号	団体営農地保全整備事業（東江上第2地区）整備工事（R3）その2の請負契約の変更について
第9	議案第5号	伊江村過疎地域持続的発展計画の策定について
第10	議案第6号	令和3年度伊江村一般会計補正予算（第9号）

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、令和4年第1回伊江村議会臨時会を開会いたします。

(開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって10番 名嘉 實議員、11番 亀里敏郎議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3 村長の行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

おはようございます。本日令和4年第1回目となります、伊江村議会臨時会を招集しましたところ、全議員の出席に感謝を申し上げます。それでは行政報告を申し上げます。

1点目、令和4年伊江家畜市場肉用牛初セリ市についてであります。令和4年1月15日に、伊江家畜市場にて開催をされました令和4年肉用牛初セリ市について、御報告をいたします。上場頭数は、去勢、メス合わせて210頭で、取引頭数206頭となり、平均販売価格が子牛全体で72万2,326円となっております。新型コロナウイルス感染防止対策により、会場セレモニー等は中止となりましたが、市場開催に先立ち行われました子牛部門の花牛セレモニーにおいて、真謝区の知念治男さん上場の去勢牛がセリ価格で178万6,000円の落札となり、本村肉用牛セリ市場開催以来の歴代最高販売価格を記録し、幸先の良い新年のスタートとなっております。これもひとえに本村肉用牛生産者の日々の御尽力と卓越された管理技術のたまものであると同時に、今後における本村畜産振興に向けて、生産者をはじめ各畜産関係機関と引き続き連携強化を図りながら、沖縄と牛並びに伊江島牛としての名声を広め、市場活性化に努めてまいりたいと思えます。なお、初セリの販売状況等については、資料を配付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

2点目、伊江村消防出初式での開催と表彰であります。令和4年1月6日、木曜日に開催をいたしました伊江村消防出初式において、内間 力隊員が勇退をされました。伊江村消防団員拝命から22年と長きにわたり活動をされております。さらに消防本務員にも兼務していただき、消防業務や警察業務に従事していただきました。内間 力さんへは、伊江村消防表彰条例に基づき功労抜群で他の模範となる団員として表彰する、伊江村消防功労賞を授与いたしました。また、退団した内間 力さんの妻であり、内間由佳さんには、公益財団法人沖縄県消防協会の定例表彰において、勤続20年以上職務に精励し成績優秀で、他の模範と認められる消防団員の配偶者に表彰されます内助の功の特別表彰を伝達表彰をいたしました。内間 力さんと、内間由佳さんには、村民の安心安全のために、夫婦で消防団活動に昼夜を問わずに御尽力、御支援をいただきました。これまでの功績と献身的な支えに感謝を申し上げたいと思えます。その他に、勤務成績が優秀で勤続が15年以上の団員に表彰されます勤続賞には、副団長の玉城伸治団員、阿良分団長の並里次男隊員、東江前分団の藏下優輝団員、同じく東江前分団の知念 優団員、阿良分団の喜屋武宗和団員の計5人の団員に伝達表彰を行っております。また新たに、東江前分団に東江 仁さんと、友寄翔平さんが入団をいたしております。伊江村消防団の日頃の活躍に心から敬意と感謝を表しますと共に、なお一層の御活躍を御祈念申し上げます。

3点目、村内における新型コロナウイルスの感染状況について、御報告をいたします。新変異株オミクロ

ン株が猛威を振る、社会機能への影響や医療現場、保健所のさらなる逼迫の状況が続いております。村内でも年明けの1月4日に1人の感染が確認された後、20代から40代にかけ、年末年始の帰省や会食による感染拡大に至ったと推測をされ、その後家族や職場に広がり、今年に入りまして現在では61人の感染が確認をされております。その他にも村外へ戻られてからの感染が確認されたとの情報もあります。村内の感染者には、幸い重症化に至った方はおりませんが、療養中の方や御家族の皆様には謹んでお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い御回復を心から祈念を申し上げるものであります。今回の村内での感染拡大を受けて、マスク着用など、基本的な感染対策の継続を呼びかけるとともに、3回目のワクチン接種も早めに実施できるよう検討してまいりたいと思います。なお村内の感染者の状況については、資料として配付しておりますので、後ほど御確認をお願いしたいと思います。

次に、寄附金の贈呈について、御報告をいたします。令和4年1月24日、本村川平区出身で株式会社ナンポーの代表取締役会長であります安里正男氏より、コロナ対策として、伊江村民のために活用していただきたいと500万円の御寄附がございました。今回の寄附は、会社の取締役代表会長としてではなく、安里正男氏個人として、生まれ育ったふるさと伊江島への恩返しとしての思いから、コロナ対策費用として寄附をいただいているところであります。安里正男氏には、これまでも子どもたちや人材育成、産業振興への寄贈や寄附、各種イベントへの協賛など支援をいただいているところでございます。今回、コロナ対策として多額の御芳志をいただき、心から改めて感謝を申し上げる次第でございます。この支援の思いを広く、村民に周知しながら、コロナ対策費用として有効に活用させていただきたいと思っております。

5点目、建設事業の執行状況報告についてでございます。令和3年12月定例会以降の建設事業の執行状況は、議員お手元に配付した資料のとおり、工事3件、備品4件、委託業務2件、計9件を執行いたしましたので、御報告とさせていただきます。以上で行政報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

以上で、村長の行政報告を終わります。

日程第4 報告第1号 伊江村立聖苑外壁等改修工事の専決処分の報告について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

報告第1号 伊江村立聖苑外壁等改修工事の専決処分の報告については、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり令和3年12月13日に専決処分をした事項について、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

専決処分書をお開きいただきたいと思います。契約金額、変更前の請負金額6,083万円。変更による増額契約額が、135万3,000円。変更後の請負代金額6,218万3,000円。

契約の相手方、伊江村字西江前151-2、有限会社 丸山組、代表取締役 山城良幸と契約をしております。

なお、今回の変更の主なものとしたしまして、待合室棟と斎場棟との亀裂補修及び斎場棟内の内壁塗装の追加に伴う増額改定となっております。具体的には、亀裂補修について当初、斎場棟37.8メートル、待合室棟で4.9メートルを見込んでおりましたが、塗装はぎ取り作業が進捗するに伴い、最終的には待合室棟が226.0メートル、斎場棟が17.8メートルの補修が必要になり増額となっているものであります。

それと当初、予定になかった斎場内壁塗装における塗装工事246平方メートルと、仮設足場138平方メートルの工事が、工事の施工に必要だということでの追加によるものでございます。以上で、報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第1号は終わりました。

日程第5 議案第1号 伊江村畜産総合施設重機車両購入業務の契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第1号 伊江村畜産総合施設重機車両購入業務の契約についての提案理由を、御説明申し上げます。

契約金額が1,831万5,000円。契約の相手方が、名護市字我部祖河1025番地-1、株式会社 くみき北部営業所、所長 仲井間憲里と契約をしたいと考えております。

なお、本購入業務においては、重機車両として牛舎内清掃と家畜への給餌作業時に使用するホイールローダー2台、フォークリフト2台及び牧草ロール給餌機の附属アタッチメント一式を購入する事業でございます。資料として配付しておりますので、御参照いただきたいと思います。なお、業務期間においては、令和4年2月7日から、令和4年3月31日までとして、事業を執行してまいります。国との承認を得て、翌年度に繰り越しをして、業務を執行する予定でございます。

以上で提案理由とさせていただきますが、御審議方ひとつよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地政雄君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6番 山城善彦議員。

○ 6番 山城善彦議員

2点ほどお願いいたします。今回の指名業者の中に、村内業者が含まれていないのはなぜか、お伺いいたします。

それとあと1点、今回、施設重機車両ということで、4種類の車両がありますが、これについて、運営委員会へ諮ったのかどうか。お伺いいたします。

○ 議長 渡久地政雄君

農林水産課長 玉城正朝君。

○ 農林水産課長 玉城正朝君

畜産総合施設車両購入業務の入札について、村内業者が入っていないのはどうしてかという理由については、設計書をつくる見積りの時点で、村内業者から辞退があったということで、この指名の中には入れておりません。

あと、その備品の購入について、運営委員会のほうに諮られたのかということについては現在、運営委員会のほうには諮ってはいないということです。

○ 議長 渡久地政雄君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山城善彦議員

見積りの段階で、村内業者が辞退ということでありましたが、ちょっと休憩してもらえますか。

○ 議長 渡久地政雄君

休憩します。

(休憩時刻10時16分)

再開します。

(再開時刻10時24分)

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山城善彦議員

今いろいろと、休憩中に説明をいただきましたが、入札ですので今回4業者という形ではありますが、これは広く事業者に案内をかけて、そういう入札が公平にできるような形をひとつお願いしたいと思います。

それと先ほどのこの重機に関して、「運営委員会を通したか」ということに対して、「通していない」という話がありましたが、私の認識の中では、こういったもの全て、運営委員会の中で機種あたりも検討をして決定してやるべきだという認識を持っているんですが、どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 玉城正朝君。

○ 農林水産課長 玉 城 正 朝 君

先ほど自分の回答で「検討委員会のほうに諮っていない」ということで回答したんですが、平成30年度の伊江村畜産総合施設整備等運営委員会の中で、こういった備品を購入するということで、日にちは経っているんですが、そのときの検討委員会で実際にその備品の購入に関しては、皆様の承諾を得ているということでもあります。

それにしましても、運営委員会がしばらくやっていませんので、農林水産課といたしましては、12月1日にJAおきなわと予備協定を締結しまして、現在運営するJAおきなわと村のほうで供用開始時に近い、収支計算のほうを再度、今見直している途中でございますので、その見直しが終了しますと農家への預託料が算出されますので、その算出後に2月の下旬ころにまた運営委員会を開催していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

平成30年に、委員会の中にちょっとそういう「機械を導入する」ということは言っているという話ですけど、私が言いたいのは、機種を選定したり、馬力を選定したり、いろんな形がありますよね。そういうことを、委員会あたりでいろいろと検討してから、やるべきじゃないかということと言いたかったわけですので、昨年度の6月の一般質問でしたか、その中でそういう話もしました。そのときも、委員会を持つのが少なくて委員の皆さんから苦情が出ているという話もしました。今回もそういう形ですから、これはぜひこれだけ大きな施設ですから、例えばそういう状況で何といえますか、委員会に諮らないでやると。これどこの段階で、どういうふうに誰が決めるのということになりますから、偏った意見が通ったりするといけませんから、そういったことはぜひですね、委員会を忙しかろうが、何だろうがこれ仕事です。そういうことをもってやるように、ぜひお願いしたいと思っておりますが、村長どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

運営委員会に購入の詳細について諮って、議論ということでございますが、その前に今回の購入業務について、一般的な村の立場としては、議員も既に御承知のとおりであります。お互いは常に、村が発注する工事、あるいは県の工事においても、地元の業者を優先して発注するように県にも要請をしておりますし、当然村としても、村内の今回の備品購入業務でなくて、ほかの業務についても、基本的にそういう地元の業者がやれば、地元の業者を優先して指名をして、業務を発注していくという部分は、本当に基本的なことですから、それは各課長はじめ、各職員においても、そういう考え方だと思っておりますし、そういう中で副村長を委員長とする指名委員会においても、それを基本としてしっかりと指名の業者を推薦をしているということもまず御理解をいただきたいと思っております。今回の畜産総合施設の重機車両等については、先ほど農林水産課長、参事からもありましたが、見積りの段階でそういう辞退があったということもございますので、そういう観点から村内の業者を指名する。当初の設計書の見積りの段階で、村内の業者から辞退はあったとい

う背景としては一括納入ですか。村内の零細的なそういう業者では、結構難しかったという理由もありますので、今回の発注を踏まえまして、そういう基本的に村内の業者も参画できるような入札体制は、指名委員会の中でも、今回の山城議員の御質疑を受けて、またさらに推薦決定に参照、参考にして、踏まえて決定されていくというふうに思っております。

御質疑のありました、重機車両、ホイールローダーとかについては、運営委員会の中で諮って、農家の代表もいますから、農家の代表である委員の意見も踏まえて、その辺の購入業務にあたってもらいたいということでございますから、今回の御質疑を受けて、運営委員会の中でこれを踏まえてしっかり今後の畜産総合施設の運営について、今後、会議が開催されて農家の皆さん、あるいは各団体の皆さんが、共通認識の下に1年後の供用開始に向けて、しっかりできるように取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。9番 内田竹保議員。

○ 9番 内 田 竹 保 議員

すみません。休憩願えませんか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻10時30分)

再開します。

(再開時刻10時32分)

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第1号 伊江村畜産総合施設重機車両購入業務の契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第1号 伊江村畜産総合施設重機車両購入業務の契約について、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 伊江村畜産総合施設家畜運搬車購入業務の契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第2号 伊江村畜産総合施設家畜運搬車購入業務の契約についての提案理由を、御説明申し上げます。

契約金額が1,375万円。契約の相手方、伊江村字東江前788番地、シートメタル並里、代表 並里俊和と契約をしたいと考えております。

なお、今回の購入業務につきましては、施設へ預託される家畜の移動、運搬やセリ市出荷及び肥育牛の屠畜運搬などに使用する車両となっております。

皆様に配付をしております資料で朱線で囲った車両で、車体重量が11トン未満、積載重量が5トン以内で、それに特殊架装をつけた車両で中型の運転免許で運転できる車両となっております。なお、本業務についても、国との繰越承認を得て、翌年度にわたり執行を予定をしているものであります。

以上で提案理由とさせていただきます。御審議方ひとつよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。5番 島袋 勉議員。

○ 5番 島袋 勉 議員

これ積載重量しか書いていないんですが実際、成牛、子牛等、何頭ぐらいの積載になるのか。頭数、子牛だったら何頭ぐらい。成牛だったら何頭ぐらいという。頭数わかります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 玉城正朝君。

○ 農林水産課長 玉 城 正 朝 君

この運搬車なんです、通常伊江島でセリ後に運搬車として利用している運搬車なんです、その辺の母牛が何頭、子牛が何頭というのは、今手元に資料がございませんので、今現在把握していない状況です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

5番 島袋 勉議員。

○ 5番 島袋 勉 議員

私たち素人なので、何ともいえないですが、一応その設計、これを購入する時点でも平均的な頭数等もあると思うので、できれば参考資料で何頭ぐらい乗るといえるのは、ぜひとっていただきたい。なぜかという、積載数量だけで私たちに話されても、実際どのぐらいの頭数が乗るんですよという説明ぐらいはないと、どういった状況でこの規格になったかという根拠がわからないので。できればそういったものも設計の時点で、平均で何頭ぐらい乗りますというの、次から入れていただきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第2号 伊江村畜産総合施設家畜運搬車購入業務の契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第2号 伊江村畜産総合施設家畜運搬車購入業務の契約について、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 農業基盤整備促進事業（東江上第3地区）整備工事（R3）その3の請負契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第3号 農業基盤整備促進事業（東江上第3地区）整備工事（R3）その3の請負契約についての提案理由を、御説明申し上げます。

契約金額が9,449万円。契約の相手方が、有限会社 大城建設、伊江村字川平413番地の3、代表取締役大城光博と契約をしていきたいと考えております。

工事の内容については、配付をしております資料の全体計画平面図で水色で表示したところが、工事箇所

でございます。水兼農道工が5か所で、計781メートル、防風施設工が6か所で993メートルを整備するもの
でございます。なお、工事期間については、令和4年2月1日から、令和4年7月29日までの工事予定期間
として、翌年度の債務負担工事で工事を執行するものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議方よろしくお願いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託
を省略したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第3号 農業基盤整備促進事業（東江上第3地区）整備工事（R3）その3の請負契約につ
いて、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第3号 農業基盤整備促進事業（東江上第3地区）整備工事（R3）
その3の請負契約について、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 団体営農地保全整備事業（東江上第2地区）整備工事（R3）その2の請負契約
の変更について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第4号 団体営農地保全整備事業（東江上第2地区）整備工事（R3）その2の請負契約の変更につ
いての提案理由を、御説明申し上げます。

契約金額が、変更前の請負金額が5,888万3,000円、変更による増額契約額が460万200円、変更後の請負金
額が6,348万3,200円であります。契約の相手方、有限会社 村元建設、伊江村字川平525番地、代表取締役
村元翔太と契約をしていきたいと考えております。

なお、今回の工事の変更の主な理由については、配付をしております資料の計画平面図で朱書きと赤ライ
ンで表示した箇所、3号排水路92メートルを追加で整備するものであります。これによりまして、本事業の
効果が早期に発現できるための工事となっております。なお、本工事の追加によりまして、工事期間も37日
間、現況を延長するものでございます。

以上で提案理由とさせていただきます。御審議方よろしくお願いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

この3号排水路の工事箇所は、堆肥センターのすぐそこだと思いますが、この黄色が今年度やったものだ
だと思いますが、これ現場を見たら、畑が高くなって、常に雨が降ると土砂が外に出てくるような状況なんで
すけど、これわかっていて同じ工法でやるんですか。あの側溝は、くわ止めもないですし、そのままですよ
ね。だと思ふんですが、そのこのところはちょっと考えなかったんですか。お伺いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 玉城正朝君。

○ 農林水産課長 玉 城 正 朝 君

現場の側溝は通常、道路排水蓋付きのU字溝のほうで整備する予定であります。その続きとして、今回の追加の部分でやる予定としておりますので、ちょっと現場の水の状況を担当と再度、今議員のおっしゃるものの改善が必要なのかどうか。調整いたしまして、そういう土の流れないような方法がとれるのかどうか。再度検討して、今のままでいいのか。また変更しないといけないかというのを検討したいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

ここ以前にも、地主から雨が降ったら、すごい土砂が流れると。南側のこの道路にこの土砂が流れるという話があった場所なんです。その辺皆さん方もわかっていると思うんですが、そういったこともありますので、どうにか工夫しないと、毎回反省もしないでそういうことばかりやっていると、ちょっとどうかなと思うんです。ですからそういったところに例えば、緑地とかベチバーを植えるという話も出たりもしていますので、農家と調整するとか、そういったことも考えて事業を行っていただきたいと思います。どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 玉城正朝君。

○ 農林水産課長 玉 城 正 朝 君

今の議員の御質疑がありました件につきましては、再度現場を確認しながら調整して、何が一番いい施工で、一番いいやり方なのかというのを検討してまたやっていきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第4号 団体営農地保全整備事業（東江上第2地区）整備工事（R3）その2の請負契約の変更について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第4号 団体営農地保全整備事業（東江上第2地区）整備工事（R3）その2の請負契約の変更について、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 伊江村過疎地域持続的発展計画の策定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名 城 政 英 君

議案第5号 伊江村過疎地域持続的発展計画の策定についての提案理由を、御説明いたします。

過疎地域持続的発展の特別措置法が、令和3年3月末で期限を迎え、令和3年4月1日施行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法の規定によりまして、過疎地域の持続的発展に資する施策を、総合的かつ計画的に実施するため、令和3年度から令和4年度までを計画期間とする伊江村過

疎地域持続的発展計画の策定について、過疎法の第8条第1項の規定に基づきまして、議会の議決を必要とするために、本計画策定の案を提案するものでございます。

なお、計画策定につきましては、手順といたしまして、過疎法に8条第7項の規定に基づきまして、市町村の議会に提案する前に、沖縄県との協議が必要でございます。そこで沖縄県の協議を行いまして、令和4年1月12日付で、その計画について異議がない旨の沖縄県から通知を受けております。そこで議会の議決をいただきましたら、国のほうに本計画書を提出することになります。

なお、詳細につきましては、政策調整室長から御説明させますので、御審議のほどをよろしく願いをいたします

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮 城 弘 和 君

議案第5号 伊江村過疎地域持続的発展計画案の御説明をさせていただきます。

先ほど、副村長の説明にもございましたが、この計画は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、令和3年4月から施行されることに伴いまして、今年度から令和7年度までの5か年間の計画期間とする伊江村過疎地域持続的発展計画の策定をしてもものでございます。この新過疎法により沖縄県では9月に沖縄県過疎地域持続的発展方針を策定し、本村でも沖縄県の策定した過疎方針に基づきまして、新たな過疎計画を策定するものでございます。

また、過疎地域持続的発展計画に基づいて実施される各種事業の財源につきましては、過疎対策事業債の対象となり、財政上の特別措置の適用が可能となります。なお、過疎対策事業債の対象事業費に対する充当率は100%で、5年度の元利償還の70%が地方交付税の基準財政需要額に算入、措置されることとなります。

それではお配りしております計画書のほうで御説明をさせていただきます。表紙をめくっていただきまして、目次により今回の計画の構成を説明させていただきます。1ページから9ページまでは、基本的な事項といたしまして、伊江村の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、地域の持続的発展の基本方針、地域の持続的発展のための基本目標、計画期間の進捗状況の評価、計画期間、公共施設と総合管理計画との整合を記載しております。

11ページから37ページまでは、2. 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成、3. 産業の振興、4. 地域における情報化、5. 交通施設の整備、交通手段の確保の促進、6. 生活環境の整備で、ページをめくっていただきまして、7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、8. 医療の確保、9. 教育の振興、10. 集落の整備、11. 地域文化の振興等、12. 再生可能エネルギーの利用の推進、13. その他地域の持続的発展に関する必要な事項などの12項目に区分いたしまして、項目ごとの現況と問題点、その対策、事業計画を記載しております。

計画書の8ページをお開きいただきたいと思います。8ページの下段の(5)地域の持続的発展のための基本目標につきましては、伊江村まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン・総合戦略」及び伊江村第5次総合計画に基づき、人口に関する目標を設定させていただいております。目標数値につきましては、まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの将来展望のシミュレーションとの整合性を考慮いたしまして、令和7年度の人口目標は4,100人とし、人口ビジョン総合戦略の人口の将来展望である令和42年のおおむね5,000人の目標達成に向けて、各施策を展開する旨を記載してございます。

次に9ページをお願いいたします。9ページには(6)計画の達成状況の評価に関する事項、(7)計画期間を令和3年4月1日から、令和8年3月31日までの5か年の計画としております。(8)では、公共施設等総合管理計画との整合については、本過疎計画において、施設整備、管理については、長期的な視点に

立って策定した伊江村公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、計画の事業推進することを記載してございます。

11ページ、2. 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成から、37ページの13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項までは、項目ごとの現状と問題点、その対策、事業計画を掲載しております。この事業計画に掲載された事業が過疎対策事業債の対象となります。実施にあたりましては、各年度計画を各課横断的に調整してまいりますが、記載された事業であっても、村の財政状況や事業を取り巻く環境、社会情勢の変化などを考慮した上で、事業実施について判断していくことになります。

次に38ページをお願いいたします。38ページから41ページまでの過疎地域持続的発展特別事業分の表につきましては、各項目の事業計画の中でのソフト事業分を再現しております。備考欄には事業効果などを記載しております。御説明いたしました過疎計画につきましては、既に副村長からもございましたけれども、沖縄県との協議が終了しております。ほか1月6日から2週間、村のホームページに掲載しパブリックコメントを行いました。村民からの意見等はございませんでした。伊江村過疎地域持続的発展計画は、本日の議会で議決をいただいたのちに、総務大臣に提出することで、伊江村の新しい過疎計画となり、過疎債などの各種財政支援を受けるための根拠となるものでございますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、簡単ではございますが、議案第5号の御説明とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

中身ではございませんけれども、基本的なことですけれども、この年が表紙にも令和3年度から令和7年度となっています。そして9ページの計画期間を、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間というふうになっています。普通、こういう計画書をつくる場合は、計画期間に入る前につくるのが本当じゃないですか。1年遅れたということなのか。その辺お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮 城 弘 和 君

この新しい過疎法が4月1日に施行されまして、沖縄県において過疎地域持続的発展方針が9月に制定されてございます。過疎地域に指定されている市町村においても、過疎法の第8条に基づいて、県の過疎方針に基づいて、新たに過疎計画の策定を行うことになってございますので、県の方針との整合性を加味するために、策定が現在に至っているというようなことで御理解をいただきたいと思っております。

なお、令和3年度の計画策定、3年度内に計画策定を行い、国に提出することで過疎債等の財源上の特別措置が適用されるということでございます。3年度、年度内に国に提出すればよろしいということで国、県からの通達がございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

計画期間は5か年とするとなっているんですね。であれば、今決めて決定して、令和4年から令和9年の5か年とすべきじゃない。この期間は。その辺が理解できないわけです、私は。もう1年は過ぎているわけです。その辺はどうなのかな。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

通常の計画であれば、まさに今、島袋議員がおっしゃるとおりだと思いますが、この件過疎については、結局今回、過疎地域に新たに指定されるというのが、令和3年の4月1日なんです。ですからその法律が施行されて初めて伊江村が過疎地域ですよと指定されるわけです。今回見直しがあったわけです。当初、新聞にも大きく取り上げられましたが、伊江村の人口減少率が国が示す率よりも低いということで、伊江村が当初過疎地域に指定されないのではないかとという心配もしたわけです。そういうことで全市町村、過疎地域の市町村長たちが国に出かけて行って、様々な要請をして、今回新たな見直しの方法をまた変えていただいて、やっと伊江村も過疎地域に指定されたということで、その中では北大東村とか、竹富町、あの小さい島の北大東村が過疎地域に指定されなかったんです。そういうこともあって、今回先ほど島袋議員からの質問にお答えしますが、つまり令和3年4月1日に新たな指定を受けて初めて、沖縄県は沖縄県のその過疎計画に対する施政がつけられるわけです。それに基づいて市町村はつくりますよということになっていますから、普段のこの計画書と市町村の計画書とは全然意味が違うということで、指定されて初めてしか動けないということですから、そういったことで御理解いただきたいというふうに思います。わかりますか。今の説明している期間。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島袋 義 範 議員

過疎地域の決定について、心配しまして、いろいろ新聞、報道でも騒ぎがあって、伊江村もこれから指定されるのかなという心配をしましたが、指定はされましたよね。だけれども、普通だったらさっき言うように、これ令和4年の4月1日からじゃないかと、私は思うんです。その辺、確認していただけませんか。というのは、もう1年も終わっているんです。計画というのは、先も普通はそうだというふうに言っていたけれども、これまでも過疎計画というのはあったんです。これの見直しだったら、変更だったら意味はわかるけれども、この期間内のものもわかるけど、途中で見直しありましたよね。過疎地域に指定されるかどうか。だから計画はつくって、この年度でつくりますよと。5年間の分ですよというのであれば、私は令和4年の4月1日からだと思うんですけど、その辺が理解できないんです。何度も聞くようだけど。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

先ほどから、うちの政策調整室長が目次を、基本的な事項から含めて説明されましたが、実はこういった基本的な事項を含めて、様々な項目がございますが、それらも過疎法の第8条に基づくものなんです。ですから新しい過疎法が新法が制定されて初めてしか、計画書もつくれませんよということなんです。よろしいですか。各項目についても、過疎法の第8条の第2項に掲げる事項というのがあって、それに基づいてしか制定しないわけです。ですからそれに基づいて、沖縄県がまず制定をして、それに基づいて市町村がつくるんですよということなんです。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

いま政策調整室長、副村長からもありましたが、島袋議員の疑問の点は結局は、前の計画は令和2年度までなんです。ということは、令和3年度のお互いが考えているそういう過疎債の適用が、令和3年度からし

ないと、令和3年度のお互いが考えている事業の過疎債の起債ができないということで、令和3年度からということでもあります。通常の計画が関係ない計画でしたら、その後で4年度からやってもいいですけど、令和3年度過疎債を念頭に事業を実施しているわけですから、ということで、先ほど政策調整室長が言ったとおり、今年度内に国に提出すれば、令和3年度の事業の過疎債を対象とした起債ができるということで、令和3年度にしたというようなことを確認したら、そういうことでございますから、それで過疎債を使った村の事業が、令和3年度にも対象、要するに適用できるように、令和3年度から令和7年度までになっているということで理解をいただきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻11時07分)

再開します。

(再開時刻11時08分)

ほかに質疑ございませんか。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

いろいろな計画書があるんですが、令和3年4月には、伊江村第5次総合計画がつくられました。その中に、この冊子の3ページには、基本構想が10年間、それから基本計画が前期と後期に分かれています。それからリーディングプロジェクトというのがあります。いろんな計画があるんですが、その中に同じような表現もありますが、この今審議している計画書はどこに位置づけられるのかについて、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮 城 弘 和 君

今、名嘉議員がおっしゃるのは、総合計画のどの位置に位置づけられるかということの、御質疑でしょうか。

先ほども御説明をさせていただきましたけれども、この計画につきましては、新たな過疎法に基づく過疎計画でございますけれども、この策定につきましても、これまで策定してございます「まち・ひと・しごと創生ビジョン」の総合戦略、それと第5次総合計画に基づきまして、整合性を保つために、今回策定をしてございますけれども、あくまでも上位計画と、村の上位計画であります総合計画との整合性は図っているということで御理解をいただきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

令和3年4月に発行された第5次総合計画書は持っていますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻11時11分)

再開します。

(再開時刻11時20分)

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮 城 弘 和 君

先ほど御質疑がございました第5次総合計画の総合計画の中の基本構想、基本計画、リーディングプロジェクトの中にどの位置に今回の過疎計画は位置づけているのかという御質疑でございましたけれども、あくまでもこの総合計画というのは、村の進むべき政策等の総合的な計画を策定したものでございまして、今回の過疎計画につきましては、過疎地域の持続的発展の指針に関する特別措置法の制定によりまして、過疎地域における過疎を脱却するような政策を計画したものでございまして、この過疎計画を策定しますと、過

疎債等の財政支援措置が行われるということで、そういう位置づけでの今回の過疎計画の策定ということで、御理解をいただきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

この総合計画の中のどこに位置づけられているかという説明はなかったんですが、これと全く別の計画、これ過疎債を利用した事業といますか。これのための計画ということですか。総合計画のどこに入っているかということは示すことはできないですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮 城 弘 和 君

総合計画というのは、村の骨格となる計画でございますので、それを上位計画といたしまして、今回の過疎計画につきましても、それに沿ったような形で策定をさせていただいておりますけど、名嘉議員のおっしゃるとおり、過疎計画の中の位置づけというよりも、今回の新たな過疎法の制定によりまして、財源の措置でございます過疎債の適用事業を受けるための計画ということで、御理解をいただきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

総合計画の中のどこに位置づけられているかということは、説明ありませんでした。総合計画、それから基本計画の中のいろいろ基本構想、基本計画、リーディングプロジェクトというのがあるんですが、これと独立して、並走した計画ということではないんでしょう。ただ過疎債を利用できる事業を起債したというだけの話ですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

なかなか鋭いところを突かれたという感じではありますが、基本的にこの総合計画というのは、各市町村全てが計画を10年における市町村の方向性、将来的な目標、ビジョンに向かって、この10年間の計画を策定していくという計画は、議員も御存じだと思いますが。過疎法については、先ほど来ありますように、議員立法であります過疎地域持続的発展計画、そういう特別法に基づいて指定された計画であります。

沖縄県でも41市町村ありますけれども、今回北大東村と竹富町が過疎から外れましたので、その指定された離島を中心とした過疎の地域で、特別に計画するのが今回上げている持続的発展に向けた計画ですか。16団体ということで、そういうことで当然、総合計画が上位であります。過疎計画はどこにあるかという部分は、ここに表示はしておりませんが、この中の先ほど来、説明しているいろんな事業の過疎、離島、この辺を脱却していくための、5か年の計画は、すべてこの総合計画の中に盛り込まれているということですから、そういうことでいうと、この辺の中にはありませんが、総合戦略とかありますけど、過疎は過疎として、過疎の離島であって、なおかつ過疎の地域であって、今後の過疎を脱却して、あるいは振興していくようないろんな盛り込まれた施策は、総合計画と一緒にあります。ということは、この総合計画にある基本構想、基本計画、リーディングプロジェクトもすべからず、過疎の計画の中にも反映をしているというようなお互いの考え方でございます。そういうことで、特別法に基づいて、過疎であっての地域で、この過疎の今の閉塞感その辺の部分をさらに脱却して、そこから新たな将来の振興開発に向けて取り組んでいくということと、

今いう総合計画も当然そうですから、どこに位置づけということはないんですが、総合的に総合計画と過疎計画は、一体的に整合性をもってやっていって、相乗的に伊江村の発展のための施策を展開するような、そういう計画書として理解していただければと思っております。全く別個でもないし、それは総合計画の中のどこにあるかということになると、総合的に目指す、いろんな施策の展開の中で、過疎に起因するいろんな問題解決は過疎法の中でもちゃんと計画して持っていますし、そこをしっかりとやっていくということが、総合計画の10年後の伊江村の計画目標、方針にもつながっていくという、そういうふうな連携性、整合性を持った総合計画と過疎計画の関係ですか。連携性という部分で理解をしていただければと思います。あまりうまく説明できたかどうかわかりませんが、そういうことでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

大きな事業をしようとする場合には、どうしても財政的な後支援ということで、過疎計画の中に置いておかなければいけないということですが、そこでちょっと気になったのが35ページの地域文化の振興という欄に、今村民の間で中央公民館、改善センターの改築が望まれていると。大きな図書館がほしいなど、ちゃんとしたイベントが持てるような場所がほしいなどということで、そろそろ両方の改築が望まれているわけだけど、この5か年の中に、5か年内にいま言う改善センターとか、図書館とかの計画が村長の頭にはないのかどうか。その辺、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

島袋議員がおっしゃるとおり、村民の間でもまた世論的にも、そろそろこれまで社会基盤あるいは生産基盤、島の発展に結びつくそういう基盤づくりを優先的に整備をして、現在の伊江村の土台があるわけですが、そういうのを終えて、そろそろ文化的、その辺の郷土資料館、あるいは民具資料館とかいうお話が村民的にも広がっているということは、十分認識しているところであります。そういう中で昨年、教育委員会に歴史民俗資料館を含めた中央公民館、改善センターの基本的、概略的なそういう構想的な部分については、検討してほしいという部分も申し上げて、それまでやってまいりましたが、近年はそういう中で役場の内部的なお話もやっていく中では、将来的の中でやはり庁舎の昭和58年ですよね。庁舎の改築、あるいは新築の移転とか、その辺を含めてこの庁舎をどういう感じで活用していくかという部分とのお話もあって、今当初は歴史民俗資料館、あるいは中央公民館、改善センターを含めた今ある現敷地の中での建設といたしますか、その辺に向けての検討をやっていきたいと思っておりましたが、そういうことを議論していく中で、やはりこの庁舎も昭和58年、大分なりますから、そういう建築はどうしますか。この建物を要するに改築ではなく、ほかのところで庁舎を移転してつくったときに、今の庁舎をどうやって活用していくかという部分の中で、そういう民俗資料館とか、その辺の部分は役場を今の現役場の庁舎を活用しつつ、そういうのにこうあったほうがいいのではないかなというように、そういう話もありますので、当初はそういう島袋議員がおっしゃるとおり、現に今ある施設の周辺でそういう3施設についての建設を模索していましたが、現在は若干、この庁舎建設も踏まえながら連携的、総合的にやっていきたいと考えているところであります。いずれにしても、村民が図書館、あるいは歴史民俗資料館の要望が強いというようなことは、しっかりと認識をしておりますので、総合的な観点から役場庁舎、その辺の部分も考えながら総合的に今後、内部でしっかり議論をしていきたいというようなことが今、現段階の考え方であります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島袋義範議員

5か年計画ですので、今からすると実際はあと4か年間の間に、ぜひ芽だしていただきたいと思うし、それからお伺いしますけれども、改善センターの道路の南側の畑です。きび畑を購入されたのかどうか。その辺何か、そういう話が聞こえるんだけど、どうなっていますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育長 内間常喜君。

○ 教育長 内 間 常 喜 君

道路隔てた南側の畑になっているところだと思いますが、そこは村のほうで購入をしております。今年度ではなくて、昨年、購入してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第5号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第5号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第5号 伊江村過疎地域持続的発展計画の策定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第5号 伊江村過疎地域持続的発展計画の策定について、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号 令和3年度伊江村一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第6号 令和3年度伊江村一般会計補正予算（第9号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,640万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億105万9,000円と定めたいと思います。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

詳細については、担当課長から説明をさせたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

事項別明細書、歳入1ページをお願いいたします。12款1項1目地方交付税3億2,790万2,000円の計上は、1節、細節1. 普通交付税で交付決定通知に基づく計上でございます。今回の補正額のうち7,602万8,000円につきましては、中央負担の軽減を図るため今年度に限り、普通交付税算定の需要額へ臨時財政対策債、償還基金費、これ仮称ではございますが、それが国によって創設されております。将来の財政負担に備えるための追加交付でございまして、歳出予算の減債基金へ充当してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新城米広君

歳入2ページをお願いします。16款1項1目民生費国庫負担金1億3,350万円の増額でございます。細節103. は、昨年11月19日に閣議決定され、先行分として昨年末に子育て世帯に対して、子ども1人当たり5万円を現金給付した特別給付金の2回目の予算として、事務費などを含め予算計上しております。

細節104. は、同じく昨年11月19日に閣議決定された住民税非課税世帯など、対象世帯900世帯へ、世帯当たり10万円の臨時特別給付金として、事務費などを含め予算計上しております。国庫負担率は100%でございます。詳しくは、歳出にて説明いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西江 忍 君

歳入3ページ、19款1項3目総務費寄附金500万円の計上は、2節、細節1. ちゅら島づくり応援寄附金で、ふるさと納税の件数も増加による計上でございます。前年度実績の寄附額が2,789万6,000円に對しまして、今年度12月末で2,600万円余りの寄附実績がございます。返礼品の中でもイエラムが好評でございまして、これまでに357件で1,168万5,000円の実績がございます。

歳入4ページをお願いいたします。20款2項1目財政調整基金繰入金2億円の減額につきましては、本補正予算を財源調整し、基金繰入金を減額する措置を講じてございます。

続きまして、歳出の説明に入ります。歳出1ページ、2款1項1目一般管理費360万円の計上は、7節、細節551. ちゅら島づくり応援寄附金業務170万円は、年度末までに返礼品の購入費用に不足が見込まれますので増額計上してございます。11節、同じく細節551. の110万円につきましては、ふるさと納税の納付にかかりますクレジット決済に係る手数料を計上してございます。12節同じく細節551. の80万円につきましては、ふるさと納税業務を代行している事業者への委託料に不足が見込まれますので、増額計上してございます。

4目財産管理費1億2,830万2,000円の計上は、24節、細節101. 財政調整基金積立金4,727万4,000円、細節102. 減債基金積立金7,602万8,000円。細節107. ちゅら島づくり応援基金積立金500万円の計上は、本補正予算を財源調整し、各基金へ積み立てる措置を講じてございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新城米広君

歳出2ページをお願いします。3款2項1目児童福祉総務費1億3,350万円の増額計上でございます。細節110. は、主たる生計者の年収が960万円未満の世帯で、18歳以下の子どもたちに1人当たり10万円相当の給付を行う事業であります。昨年末に1人当たり5万円を給付しましたので、残り1人当たり5万円を現金給付するための予算計上でございます。細節111. は、住民税非課税世帯や令和3年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入減少により、住民税非課税世帯相当となった、いわゆる家計急変世帯に對しまして、世帯当たり10万円を給付するための予算計上でございます。

では、予算の詳細を説明いたします。3節職員手当等は、事業執行に要する担当職員の残業手当。10節需用費は、用紙代や封筒代、プリンター、トナー代、輪転機のインク代など。11節役務費は、切手代や口座振込手数料。12節委託料は、システム改修委託料でございます。18節、細節110. は、中学生以下660人、高校生140人、計800人分の予算を計上しております。給付時期につきましては、2月17日に振り込む予定をしております。細節111. は、住民税非課税世帯900世帯分を予算計上しております。本給付金は、口座振込情報

の確認や、給付金が不要かどうかの確認など、所定の確認書を返送してもらう必要がございます。その手続の後、振り込み作業を実施していきます。また、家計急変世帯につきましては、家計が急変したことを申請する必要がございますので、所定の申請書にて申請していただき、給付金の対象者となったときには、振込手続を実施していくということになります。支給開始時期につきましては、3月中旬ごろを予定しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 山城直也君。

○ 医療保健課長 山 城 直 也 君

歳出3ページです。4款1項2目予防費100万円の計上です。12節、細節604. 新型コロナ対応地方創生臨時交付金で、感染者との接触があり、感染拡大が懸念される場合に、保健所の行政検査や保険診療の検査ができない場合、遅れる場合とかで村独自で検査機関へPCR検査を委託するための予算で、3月までの間の予算を確保したいための補正でございます。ちなみに年明けから県内でも感染が急拡大しましたが、保健所の疫学調査が遅れたり、連絡が来ないとか、県内のPCR検査の予約が取れない状況にありましたが、村ではこの事業を取り入れて、民間のPCR検査会社との連携で早めの対応ができたと思っております。年明けから400件余りの検体を採取し、実施いたしております。よろしく申し上げます。

以上、令和3年度伊江村一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから歳入、質疑を許します。

12款地方交付税、質疑ありませんか。〔「進行」の声あり〕

進行します。16款国庫支出金。質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

進行します。19款寄附金、7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

議長、すみません。休憩申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻11時47分)

再開します。

(再開時刻11時47分)

進行します。20款繰入金。4ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。歳出、款ごとに質疑を許します。2款総務費。2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

2款1項1目12節の委託料についてですが、この委託料、先ほどの説明では増額ということで説明があったわけですが、この委託先とそれからこの委託内容について、説明をお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

ふるさと納税の業務を代行している会社が、株式会社ラクセスイノベーションという会社に業務委託しております。委託内容といたしましては、商品の開発からふるさと納税した方への返礼品の発送、あるいは例えば、マンゴー農家でしたらマンゴー農家との発送の調整とか、この辺を業務委託しているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並里晴男議員

このふるさと納税の商品ですが、商品のこの種類について、先ほどおっしゃったこの会社もそういった商品の開発をしているのか。もっとこの令和4年度に向けて、再度村というか、村のいろんな商品、いろんな農作物、あるいは魚介物、そういったもろもろ、さらにはいろんなところのふるさと納税の商品を見ますと、多種にいろんな商品があるんです。そういったもろもろを今後、村としてもその業者のみならず検討していただきたいんですが、ひとつ御説明お願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

伊江村のふるさと納税の返礼品でございますけれども、今現在のところ、返礼品の種類でいきますと127品目ございます。これは例えば、マンゴー1キロとか、2キロとかセットを含めて入れますと127品目ございます。また、今年度におきましては、現在調整、ふるさとチョイスのホームページも掲載しておりますが、らっきょうを青果で出荷できないかということで、今生産農家と調整しているところでございます。またそれ以外にも、マンゴー。これまで、1キロと2キロしかございませんでしたが、これも年度末に生産農家の皆さんと調整いたしまして、2キロしかなかったものを、1キロの商品をつくりました。それ以外にも、同じ2キロでも、普通2キロでしたら2万円、ふるさと納税していただきますと、2キロのマンゴーが届くということだったんですけれども、ふるさと納税を1万5,000円に寄附額を下げまして、同じ2キロのマンゴー、しかしこのマンゴーは若干、ちょっと規格外といいますか。B級品というんですか、規格外の商品でも出荷できるようにしまして、件数が伸びているところでございます。また新たな年度におきましても、いろんな農家、事業者等、加工品も含めまして、特に最近は落花生の生産が好調ですので、この辺のふるさと納税の返礼品の開発に向けても、新年度に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並里晴男議員

農産物等の商品開発をされている内容であります。さらに観光業に携わるそういった商品パッケージみたいなものも多々あるのが見えますので、どうぞこの団体、観光業界ともいろいろ協議でもしながら、意見を聞いていただいて、観光業界のほうにも商品パッケージができないか。またひとつ御検討をお願いをしているわけですが、そういったところを答弁はいいですから、一応はそういうところまで検討をお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

進行します。3款民生費。2ページ。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島袋 義 範 議員

臨時特別給付金の関連ですけれども、伊江村においては10万円のうち5万円ずつ、2回に分けるということで、5万円は既に給付されておりますけれども、その給付先、世帯、新聞などで今あれになっておりますけれども、離婚とか、そういうことでひとり親世帯になったときに給付されていないというのが見受けられるということですが、本村ではそういう件数があったのか。該当するけれども、給付が受けられなかったと、止められたという世帯があったのかどうか、確認。それが何世帯なのか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新 城 米 広 君

本給付金ですが、子育て世帯臨時特別給付金事業でございまして、令和3年9月時点で児童手当をもらっている方が対象となっております。その基準月の以前、給付金以前に18歳以下で子どものいる世帯で離婚の事例というのが3件ございます。さらにこの9月以降の離婚の事例が1件ございます。いずれも元配偶者のほうで子どもを扶養しておりますので、本村では給付金を受けるべき対象者へ振り込みがちゃんとされているという状況でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

4件と3件と何かあったと聞いていますが、これは支給はしたけれども、子どもには渡っていないという意味なのか。そもそも給付がなされなかったという意味なのか。その辺お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新 城 米 広 君

まず以前、9月より前の離婚というのは、9月時点で把握されているので、これは転入してきているんですが、そこの自治体で離婚をしたときに、もう一人の配偶者側が子ども連れて引き取っているんで、そこに振り込まれている。なのでその子どもには行き渡っているという考え方でいいと思います。その9月以降の1件につきましても、同じように離婚はしているんですが、子どもはその元配偶者が引き取りまして、そのほうに振り込まれているということです。子どものためのこの臨時特別給付金ですので、そこにしっかりと振り込みをされている状況でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

今朝の新聞か、未受給給付世帯に給付、糸満市、沖縄市、ひとり親10万円という見出しで新聞に出ていたんです。そういう関係で離婚とか、ひとり親世帯になって、支給ができなくてという世帯がそれぞれの糸満市、沖縄市であるようで、それも市町村が給付したということが新聞で出ておりまして、県によると県内市町村では初めての取組だというふうに書かれていたもので、伊江島ではどうなっているのかということで、今聞いたわけですがけれども、伊江島ではそういう心配はないということですね。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新 城 米 広 君

今のところ、本村では、しっかりとその扶養している方に、振込をされているということでございます。万が一、そういう扶養していない配偶者側に振込みの手続になっていたとかというのは、こちらのほうもしっかりとアンテナを高くもって、それをしっかりと注視しながら、そういうことが起きないようにまず、取り組んでいきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

進行します。4款衛生費。〔「進行」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第6号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第6号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。
これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕
討論なしと認めます。

これから議案第6号 令和3年度伊江村一般会計補正予算（第9号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第6号 令和3年度伊江村一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第1回伊江村議会臨時会を閉会いたします。

（閉会時刻11時59分）

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 渡久地 政 雄

署名議員 (10番) 名 嘉 實

署名議員 (11番) 亀 里 敏 郎